

理論上の「上場前からの株主」による所有株式売却の可否

	上場前からの株主↓	上場時	上場後	公開買付の実施	公開買付後 (過半数取得後)
証券伝統的な	創業者	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できない。 (「売出し」を通じても売却できない。)	実施できる。	売却できない。 (「売出し」を通じても売却できない。)
	その他の株主 (業務執行には一切関与していない)	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できない。 (「売出し」を通じても売却できない。)	実施できる。	売却できない。 (「売出し」を通じても売却できない。)
証券現行の制度	創業者	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	実施できる。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。
	その他の株主 (業務執行には一切関与していない)	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	実施できる。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。
証券参謀提案制度	創業者	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。	実施できる。	売却できる。 ただし、「売出し」を通じてのみ。
	その他の株主 (業務執行には一切関与していない)	自由に売却できる。 (「売出し」を用いる必要はない。) 注:ただし、インサイダー取引規制はある。	自由に売却できる。 (「売出し」を用いる必要はない。) 注:ただし、インサイダー取引規制はある。	実施できる。	自由に売却できる。 (「売出し」を用いる必要はない。) 注:ただし、インサイダー取引規制はある。